

# 在宅生活支援

## 外出支援サービス事業

- ① 移送用車両により利用者の居宅と医療機関との間を送迎します。利用回数は、週1回を限度とします。(ただし、人工透析の場合は、週2回を限度とします。)
- ② ●介護保険の要支援または要介護と認定された方で、一般の公共交通機関を利用することが困難な方  
●身体障害者手帳「1級」、「2級」(下肢機能障害は「3級」、「4級」を含む)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、一般の公共交通機関を利用することが困難な方
- ③ 片道 0～5km未満 200円  
5～10km未満 300円  
10～15km未満 500円  
15～20km未満 700円  
20～25km未満 900円  
25～30km未満 1,000円  
30～35km未満 1,200円

※ 福祉タクシー事業との併用はできません。



## 食の自立支援事業 (配食サービス)

- ① 調理が困難な高齢者などに対して、居宅に訪問して栄養バランスのとれた食事(夕食弁当)を提供するとともに安否確認を行います。(週5回以内)
- ② 65歳以上の高齢者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する高齢者及び身体障害者
- ③ 1食300円(おかずのみ190円、減塩・低カロリー食550円あり)

## 軽度生活援助事業

- ① 軽易な日常生活上の援助を行い、高齢者の自立した生活を支援します。利用回数は、週1回を限度とします。
  - a 外出時の付添い、食材の買物、寝具類などの洗濯、健康管理・栄養管理の助言など(1回30分以上1時間未満)
  - b 庭・生垣などの手入れ、家屋の軽微な修繕、除雪など(1回2時間程度)
- ② 日常生活の援助が必要な方で、65歳以上の町民税非課税の高齢者のみの世帯の方
- ③ 上記aの事業：1回300円  
上記bの事業：1回200円

## 緊急通報体制整備事業

- ① ひとり暮らし高齢者の急病や、火災などの緊急時に、迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置の貸与を行います。
- ② ●おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する高齢者  
●身体障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する身体障害者
- ③ 実費相当額

